

八水マルシェ

1 目的

水産デー期間に本校敷地内で八水マルシェを開催することにより、学校と地域、卒業生の結びつきを深め、学校が交流の拠点となり地域の活性化を図る。

2 実施内容

- ①臨時営業（飲食店）で許可されている食品
- ②雑貨、ハンドメイド、陶芸などの販売
- ③本校生徒とPTAが実施する模擬店と被らない食品

3 開催日時

令和7年10月25日（土）、26日（日）9：30～15：00

4 場所

青森県立八戸水産高等学校 前庭駐車場

5 募集数

4店舗程度

（申込み先着順になります。ご了承ください。）

6 出店条件

青森県立八戸水産高等学校の卒業生であること。
在校生、卒業生の保護者も出店を認める。

7 出店準備

販売に関わる物品等の貸し出しはありませんので、出店者が必要と思われる物品（椅子、机、テント、釣り銭等）は各自で準備してください。

8 出店申込

下記担当者宛てに9月19日（金）までに電話またはFAXにてお申し込みください。

※氏名、卒業年度・学科、住所、連絡先電話番号、出店概要をお知らせください。

生徒会水産デー担当 桺谷美典

連絡先

TEL 0178-33-0023

FAX 0178-33-7559

八水マルシェに関する規約

（目的）

第1条 この規約は八水マルシェ開催に際しての出店に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（出店区画）

第2条 出店区画は運営者（主催者）が定めた場所とする。

（申込、出店時間）

第3条 出店を希望する場合は、水産デー開催日の5週間前までにあらかじめ決められた申込み方法にて申込みする。

申込みは先着順とする。また、申込み受付終了日前に打ち切ることもある。

第4条 出店時間は、水産デーの開催時間と同時刻とする。

搬入は、開催時間の2時間前から開催時間までとする。

ただし、主催者側が認めたときはこの限りではない。

（譲渡又は転貸）

第5条 出店代表者（卒業生、在校生または卒業生の保護者）は、他のものに出店区画を譲渡又は転貸してはならない。

（品目等）

第6条 出店する商品等については次の各号の事項を遵守しなければならない。

①コピー商品、医療品、生き物、危険物等の販売を禁止する。

②法令に違反する物品、サービス、公共秩序に反すると認められる物品の販売を禁止する。

③臨時飲食店営業で取扱が可能な食品であること。PTAと生徒が出店する模擬店と同じ食品でないこと。

④上記の他、主催者側で適当でないと判断した物品の販売を禁止する。

（その他）

第7条 出店者はこの規約に同意し、八水マルシェの円滑な開催に協力すること。

第8条 出店によって発生するごみ・廃棄物等は出店者が持ち帰ること。

第9条 会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用と負担において原状回復すること。

第10条 会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任において行うこと。

第11条 盗難や万引きなどの弁済責任を負えないので物品・金銭の管理は出店者の責任において行う。

主催者はこのようなトラブルについては関与しない。

第12条 学校関係者の指示に従うこと。指示に従わない場合や本規約を守らない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は退場しなければならない。

この規約に同意し、八水マルシェの円滑な開催に協力することを約束する。

附則 本規定は令和7年9月1日から施行する。

F A X送信票

送信月日	令和7年 月 日（ ）
送信先	八水マルシェ担当 行 (青森県立八戸水産高等学校 内)
F A X	

八水マルシェ申込書

	出 店 者
出 店 名	
氏 名	
卒業年度	
卒業学科	
郵便番号	
住 所	
電話番号	
出品概要	
その他	